

令和6年6月1日現在の外務省の障害者である職員の任免の状況は、次のとおりです。

A 任免状況

- ① 職員の数
 - a 職員の数(短時間勤務職員を除く) 6,891 人
 - b 短時間勤務職員の数 230 人
 - c 職員の総数= $a+(b \times 0.5)$ 7,006 人
- ② 除外職員の数
 - d 除外職員の数(短時間勤務職員を除く) 3,463 人
 - e 短時間勤務除外職員の数 0 人
 - f 除外職員の総数= $d+(e \times 0.5)$ 3,463 人
- ③ 旧除外職員の数
 - g 旧除外職員の数(短時間勤務職員を除く) 271 人
 - h 短時間勤務旧除外職員の数 0 人
 - i 旧除外職員の総数= $g+(h \times 0.5)$ 271 人
- ④ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の数
 - (イ) 重度身体障害者 33 人
 - (ロ) 重度身体障害者以外の身体障害者 25 人
 - (ハ) 重度身体障害者である短時間勤務職員 (非公表)
 - (ニ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間勤務職員 0 人
 - (ホ) 身体障害者の数= $(イ \times 2)+ロ+ハ+(ニ \times 0.5)$ (非公表)
 - (ヘ) 重度知的障害者 0 人
 - (ト) 重度知的障害者以外の知的障害者 (非公表)
 - (チ) 重度知的障害者である短時間勤務職員 0 人
 - (リ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間勤務職員 (非公表)
 - (ヌ) 知的障害者の数= $(ヘ \times 2)+ト+チ+(リ \times 0.5)$ (非公表)
 - (ル) 精神障害者 62 人
 - (ヲ) 精神障害者である短時間勤務職員 (非公表)
 - (ワ) 精神障害者の数= $ル+ヲ$ (非公表)

B 上記に基づく計算

- ⑤ 現在設定されている除外率 0%
- ⑥ 基準割合= $\{③i / ((①c - ②f))\} \times 100$ 7%
- ⑦ ⑥に基づく除外率 0%

- ⑧ 適用される除外率 0%
- ⑨ 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数= $(①c - ②f) - \{(①c - ②f) \times ⑧\}$ 3,543 人
- ⑩ 障害者計 163 人
- ⑪ 実雇用率= $(⑩ / ⑨) \times 100$ 4.60%
- ⑫ 法定雇用障害者数を達成するために採用しなければならない身体障害者、知的障害者又は精神障害者の数 0 人

C 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数

- 視覚障害者(第1号に該当する者)
 - 視力障害 (非公表)
 - 視野障害 (非公表)
- 聴覚又は平衡機能障害者(第2号に該当する者)
 - 聴覚機能障害 (非公表)
 - 平衡機能障害 (非公表)
- 音声・言語・そしゃく機能障害者(第3号に該当する者) (非公表)
- 肢体不自由者(第4号に該当する者)
 - 上肢不自由 (非公表)
 - 下肢不自由 (非公表)
 - 体幹機能障害 (非公表)
 - 上肢機能障害 (非公表)
 - 移動機能障害 (非公表)
- 内部障害者(第5号に該当する者)
 - 心臓機能障害 15 人
 - じん臓機能障害 (非公表)
 - 呼吸器機能障害 (非公表)
 - ぼうこう又は直腸機能障害 (非公表)
 - 小腸機能障害 (非公表)
 - 免疫機能障害 (非公表)
 - 肝臓機能障害 (非公表)

D 障害者雇用推進者

官房長 志水 史雄

E 障害者活躍推進計画及びその取組の実施状況を公表している URL

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/prs/page23_003080.html

注 A④及び C 欄において(非公表)と記載している項については、当該項の該当人数が少数である又は当該項を基に他の少数である項の人数を算出することにより、特定の者が障害者であること及びその障害の程度等が推認されるおそれがあるため非公表とする。